

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）							
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
第1編	共通編	-2			1-1-42 使用機械	第1編	共通編	-2			(削除)	最新の運用に基づき改定
第1編	共通編	-2			1-1-43 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件	第1編	共通編	-2	1-1-42		河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-44 踏荒らし	第1編	共通編	-2	1-1-43		踏荒らし	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-45 ダンプトラック等による過積載等の防止	第1編	共通編	-2	1-1-44		ダンプトラック等による過積載等の防止	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-46 電子納品	第1編	共通編	-2	1-1-45		電子納品	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-47 県産木材の使用	第1編	共通編	-2	1-1-46		県産木材の使用	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-48 県産品の使用	第1編	共通編	-2	1-1-47		県産品の使用	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-49 工事PR看板	第1編	共通編	-2	1-1-48		工事PR看板	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-50 総合評価落札方式	第1編	共通編	-2	1-1-49		総合評価落札方式	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-51 契約後VE提案	第1編	共通編	-2	1-1-50		契約後VE提案	改定に伴う移動
第1編	共通編	-2			1-1-52 工事監理連絡会	第1編	共通編	-2	1-1-51		工事監理連絡会	改定に伴う移動
1	1	1	3	2	<p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含む。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	1	1	1	3	2	<p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第19条によるものとし、監督員の指示によるものとする。</p>	照査範囲の明確化のため追記

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	9	0	1	1	1	9	0	受注者は、下請に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 （1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 （2）下請負者が静岡県の建設工事入札参加資格者である場合には、 指名停止 期間中でないこと。 （3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	受注者は、下請に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 （1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 （2）下請負者が静岡県の建設工事入札参加資格者である場合には、 入札参加停止 期間中でないこと。 （3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。 （4）下請負者は、契約書第7条の2第1項による社会保険等未加入建設業者でないこと。ただし、契約書第7条の2第2項によるものは除く。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	10	1	1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、 国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号） に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、 「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成30年3月9日改正 建業第302号） に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	10	2	1	1	1	10	2	第1項の受注者は、 国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号） に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	第1項の受注者は、 「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成30年3月9日改正 建業第302号） に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	18	4	1	1	1	18	4	受注者は、 土砂、碎石または加熱アスファルト混合物 を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	受注者は、 コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等 を工事現場に搬入する場合には、 法令に基づき 、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	18	5	1	1	1	18	5	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥 または 建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物 等 を工事現場から搬出する場合には、 法令に基づき 、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	最新の運用に基づき改定

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）						新条文（平成30年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	18	6	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 この時、実施書（紙ベース）とともに建設リサイクルデータ総合システム（CREDAS入力システム）により入力した実施書のデータも電子媒体で提出するものとする。	1	1	1	18	6	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	CREDAS廃止により削除
						1	1	1	18	7	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
						1	1	1	18	8	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合には、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	18	7	受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提出時期等については、事前に監督員と協議するものとする。	1	1	1	18	9	受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法や産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提出時期等については、事前に監督員と協議するものとする。	改定に伴う移動

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
1	1	1	26	21	1	1	1	26	21	受注者は、 南海トラフ地震に関連する情報（臨時） が気象庁から出された場合には、 地震関連情報の収集に努め、緊急時の体制及び対策の確認を行わなければならない。 また、 地震発生の可能性が相対的に高まった旨の情報である場合には、 工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 （1）上記保全処置については、第1章1-1-4施工計画書の1項の（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 （2）上記事実が発生した場合は、第1章1-1-41臨機の措置の規定によらなければならない。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	30	4	1	1	1	30	4	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正法律第73号） 」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	誤字の修正
1	1	1	30	6	1	1	1	30	6	受注者は、工事の施工にあたり 表1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型 建機械 （以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	誤字の修正
1	1	1	30	6	1	1	1	30	6	排出ガス対策型建設機械等が使用できないことを 監督職員 が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは 建設技術 審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、 監督職員 と協議するものとする。	誤字の修正

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）						新条文（平成30年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	誤字の修正
1	1	1	30	6	トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等が使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	30	6	トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等が使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	誤字の修正
1	1	1	30	9	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。 （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	1	1	1	30	9	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。 （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	誤字の修正

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	32	4	1	1	1	32	4	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、 監督職員 、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利38号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、 監督員 、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利 第 38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利 第 37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	誤字の修正
1	1	1	32	10	1	1	1	32	10	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす 恐れ のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす おそれ のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	誤字の修正
1	1	1	32	11	1	1	1	32	11	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く 恐れ がある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く おそれ がある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	誤字の修正
1	1	1	32	12	1	1	1	32	12	（1）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、 道路法第47条第1項 、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、 道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない 。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを 確認 しなければならない。 表1-3（省略）	（1）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、 道路法第47条第1項 、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、 運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載 しなければならない。 また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを 確認 しなければならない。 表1-3（省略）	最新の運用に基づき改定

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
1	1	1	32	12	1	1	1	32	12	<p>（2）受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。</p> <p>また、以下の確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>①施工計画書に運搬計画を記載</p> <p>②出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真） なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。</p> <p>③通行許可証の写し</p> <p>④車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）</p> <p>なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>	最新の運用に基づき改定
1	1	1	42							(削除)	最新の運用に基づき改定
1	1	1	43		1	1	1	42		河川管理施設及び道路付属物並びに占有物件	改定に伴う移動
1	1	1	44		1	1	1	43		踏荒らし	改定に伴う移動
1	1	1	45		1	1	1	44		ダンプトラック等による過積載等の防止	改定に伴う移動
1	1	1	46		1	1	1	45		電子納品	改定に伴う移動
1	1	1	47		1	1	1	46		県産木材の使用	改定に伴う移動
1	1	1	48		1	1	1	47		県産品の使用	改定に伴う移動
1	1	1	49		1	1	1	48		工事PR看板	改定に伴う移動
1	1	1	50		1	1	1	49		総合評価落札方式	改定に伴う移動
1	1	1	51		1	1	1	50		契約後VE提案	改定に伴う移動

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	1	1	52		工事監理連絡会	1	1	1	51		工事監理連絡会	改定に伴う移動
1	2	3	3	4	受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条3項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。	1	2	3	3	4	受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条6項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。	誤字の修正
1	2	4	1	3	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工盛土工方針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	1	2	4	1	3	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	適用すべき諸基準の更新 誤字の修正
1	3	1	0	3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会 平成25年度3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会 平成30年3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新
1	3	2	0	1	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成25年3月）	1	3	2	0	1	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
1	3	2	0	1	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成25年3月）	1	3	2	0	1	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
1	3	2	0	1	土木学会 鉄筋定着・継手指針（昭和19年8月）	1	3	2	0	1	土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）	誤字の修正
1	3	2	0	1	土木学会 鉄筋継手指針（その2）－鉄筋のエンクローズ溶接継手（昭和21年9月）	1	3	2	0	1	土木学会 鉄筋継手指針（その2）－鉄筋のエンクローズ溶接継手（昭和59年10月）	誤字の修正

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由																																																																																								
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文																																																																																						
1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工事（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工事（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	誤字の修正																																																																																						
2	2	6	2	3	<table border="1"> <caption>表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">品質</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積cm^2/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結h</td> <td>始発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリ工法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/mm^2</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ ($\text{Na}_{0\text{eq}}$) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ ($\text{Na}_{0\text{eq}}$) の値を0.6%以下とする。</p>	品質		規格	比表面積 cm^2/g		2,500 以上	凝結h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチリ工法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 J/g	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	強熱減量 %		5.0 以下	全アルカリ ($\text{Na}_{0\text{eq}}$) %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下	2	2	6	2	3	<table border="1"> <caption>表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">品質</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積cm^2/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結h</td> <td>始発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリ工法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/mm^2</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ ($\text{Na}_{20\text{eq}}$) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ ($\text{Na}_{20\text{eq}}$) の値を0.6%以下とする。</p>	品質		規格	比表面積 cm^2/g		2,500 以上	凝結h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチリ工法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 J/g	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	強熱減量 %		5.0 以下	全アルカリ ($\text{Na}_{20\text{eq}}$) %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下	誤字の修正
品質		規格																																																																																																
比表面積 cm^2/g		2,500 以上																																																																																																
凝結h	始発	1 以上																																																																																																
	終結	10 以下																																																																																																
安定性	バット法	良																																																																																																
	ルシャチリ工法 mm	10以下																																																																																																
圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5 以上																																																																																																
	7 d	22.5 以上																																																																																																
	28d	42.5 以上																																																																																																
水和熱 J/g	7 d	350 以下																																																																																																
	28d	400 以下																																																																																																
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																																
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																																
強熱減量 %		5.0 以下																																																																																																
全アルカリ ($\text{Na}_{0\text{eq}}$) %		0.75 以下																																																																																																
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																																
品質		規格																																																																																																
比表面積 cm^2/g		2,500 以上																																																																																																
凝結h	始発	1 以上																																																																																																
	終結	10 以下																																																																																																
安定性	バット法	良																																																																																																
	ルシャチリ工法 mm	10以下																																																																																																
圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5 以上																																																																																																
	7 d	22.5 以上																																																																																																
	28d	42.5 以上																																																																																																
水和熱 J/g	7 d	350 以下																																																																																																
	28d	400 以下																																																																																																
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																																
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																																
強熱減量 %		5.0 以下																																																																																																
全アルカリ ($\text{Na}_{20\text{eq}}$) %		0.75 以下																																																																																																
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																																
						第3編 土木共通 編-1 目次					1-1-10 工事検査	欠落項目の追加																																																																																						
						第3編 土木共通 編-1 目次					1-1-11 施工管理	欠落項目の追加																																																																																						
						第3編 土木共通 編-1 目次					1-1-12 工事中の安全確保	欠落項目の追加																																																																																						
						第3編 土木共通 編-1 目次					1-1-13 交通安全管理	欠落項目の追加																																																																																						

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
										第3編 土木共通編-1 目次	1-1-14 工事測量	欠落項目の追加
					3	2	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
3	2	2	0	0	3	2	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
3	2	2	0	0	3	2	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
3	2	3	13	3	3	2	3	13	3	（8）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	（8）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	適用すべき諸基準の更新
6	3	2	0	0	6	3	2	0	0	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成25年3月）	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）	適用すべき諸基準の更新
6	3	2	0	0	6	3	2	0	0	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	適用すべき諸基準の更新
					6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
6	4	2	0	0	6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
6	4	2	0	0	6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
6	4	2	0	0	6	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
6	4	2	0	0	6	4	2	0	0	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	適用すべき諸基準の更新
					6	5	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
6	5	2	0	5	6	5	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
6	5	2	0	5	6	5	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新
6	5	2	0	5	6	5	2	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）		適用すべき諸基準の更新

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
6	6	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案） （基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	6	6	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基 準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	誤字の修正
8	1	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3 月）	8	1	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3 月）	適用すべき諸 基準の更新
						8	1	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29 年11月）	適用すべき諸 基準の更新
8	1	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編） （平成24年3月）	8	1	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） （平成29年11月）	適用すべき諸 基準の更新
						10	1	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 （案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸 基準の追加
						10	1	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）	適用すべき諸 基準の追加
10	1	12	2	3	背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき 鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S ま たは、これと同等以上の品質を有するものとする。	10	1	12	2	3	背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき 鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有するものとする。	JIS G 3302の 改定による鋼 材規格名称の 変更
10	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	10	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12 月）	誤字の修正
						10	2	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 （案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸 基準の追加
						10	2	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）	適用すべき諸 基準の追加
10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基 準・同解説4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成20年1 月改訂）、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協 会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、 3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、 監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基 準・同解説4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成28年 12月改訂）、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路 協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵 工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合 は、監督員の承諾を得なければならない。	誤字の修正
						10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29 年11月）	適用すべき諸 基準の更新
10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋 編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編） （平成29年11月）	適用すべき諸 基準の更新
10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構 造編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平 成29年11月）	適用すべき諸 基準の更新
10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平 成24年3月）	10	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平 成29年11月）	適用すべき諸 基準の更新
						10	3	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 （案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸 基準の追加

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
										日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加	
10	3	8	10	1	10	3	8	10	1	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第18章 施工」（日本道路協会、平成24年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新
10	3	8	11	2	10	3	8	11	2	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準の更新
					10	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
10	4	2	0	0	10	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	適用すべき諸基準の更新	
10	4	2	0	0	10	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	適用すべき諸基準の更新	
10	4	2	0	0	10	4	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	誤字の修正	
					10	4	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加	
					10	4	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加	
					10	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
10	5	2	0	0	10	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
10	5	2	0	0	10	5	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	適用すべき諸基準の更新	
10	5	2	0	0	10	5	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	誤字の修正	
					10	5	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加	
					10	5	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加	

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
						10	6	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	6	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成23年3月）	10	7	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）	10	7	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	10	7	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
						10	7	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	7	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
						10	8	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	8	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	9	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	9	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	10	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）							
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
						10	10	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	11	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	11	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	12	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	12	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	13	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	13	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
10	14	2	0	0	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年5月）							適用すべき諸基準の削除
						10	14	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	14	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	15	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	15	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	16	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						10	16	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
11	1	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成25年度版）（平成25年6月）	11	1	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）	適用すべき諸基準の更新
						11	1	5	2	2	(3) 有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。	最新の運用に基づき改定

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
11	1	5	2	2	(3) 有機質土壌改良材（パーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。	11	1	5	2	2	(4) 有機質土壌改良材（パーク堆肥）については、 広葉樹又は針葉樹 の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。 なお、未熟なパーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない。	最新の運用に基づき改定
11	1	5	2	2	(4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。	11	1	5	2	2	(5) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。	改定に伴う移動
11	1	5	2	2	(5) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。	11	1	5	2	2	(6) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたもので、有害物が混入していないものとする。	改定に伴う移動 誤字の修正
11	1	5	2	2	(6) パーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有機物が混入していないものとする。	11	1	5	2	2	(7) 針葉樹皮改良材 、パーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有機物が混入していないものとする。	最新の運用に基づき改定
11	1	5	2	2	(7) 受注者は、 設計図書 に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、 設計図書 に関して監督員と 協議 しなければならない。	11	1	5	2	2	(8) 受注者は、 設計図書 に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、 設計図書 に関して監督員と 協議 しなければならない。	改定に伴う移動
11	2	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成25年度版）（平成25年6月）	11	2	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）	適用すべき諸基準の更新
11	3	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成25年度版）（平成25年6月）	11	3	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）	適用すべき諸基準の更新
11	3	2	0	0	都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン（平成11年8月30日）	11	3	2	0	0	国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン（案）（改訂版）（平成27年9月）	適用すべき諸基準の更新
11	3	2	0	0	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009版（平成21年）	11	3	2	0	0	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009版（平成21年10月）	脱字の追加
11	3	2	0	0	日本電気協会 内線規程（平成24年2月）	11	3	2	0	0	日本電気協会 内線規程（平成28年10月）	適用すべき諸基準の更新
11	3	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	11	3	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	適用すべき諸基準の更新
						11	3	2	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						11	3	2	0	0	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の追加
						11	3	2	0	0	日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007（平成19年3月）	適用すべき諸基準の追加

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
11	3	2	0	0	土木学会 舗装標準示方書（平成19年3月）	11	3	2	0	0	土木学会 舗装標準示方書（平成27年3月）	適用すべき諸基準の更新
11	3	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）	11	3	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
11	3	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	11	3	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
11	4	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成25年度版）（平成25年6月）	11	4	2	0	0	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）	適用すべき諸基準の更新
						11	4	2	0	0	日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007（平成19年3月）	適用すべき諸基準の追加
11	4	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）	11	4	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
11	4	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	11	4	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	適用すべき諸基準の更新
11	4	2	0	0	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成24年改訂版（平成24年）	11	4	2	0	0	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版（平成29年5月）	適用すべき諸基準の更新
						11	4	2	0	0	日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針第2版（平成26年1月）	適用すべき諸基準の追加
11	4	3	2	2	(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質	11	4	3	2	2	(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質及び混合材の種類と品質	最新の運用に基づき改定
						11	4	3	2	7	クレー舗装の混合材については、設計図書によるものとする。または、砂、石灰岩ダスト、特殊針葉樹皮改良材とし、不純物を含まない均質なものとする。	最新の運用に基づき改定
11	4	3	2	7	受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。 (1) 粒状路盤材および粒度調整路盤材 (2) 基層に使用する骨材	11	4	3	2	8	受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。 (1) 粒状路盤材および粒度調整路盤材 (2) 基層に使用する骨材	改定に伴う移動

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年度版)					新条文 (平成30年度版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
11	4	3	2	8	11	4	3	2	9	受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に 承諾 を得なければならない。 (1) 火山砂利 (2) 基層に使用するアスファルト (3) 再生用添加剤 (4) プライムコートおよびタックコートに使用する瀝青材料 (5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝 (6) 全天候舗装の表層に使用する表層材 なお、 承諾 を得た瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。	受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に 承諾 を得なければならない。 (1) 火山砂利 (2) 基層に使用するアスファルト (3) 再生用添加剤 (4) プライムコートおよびタックコートに使用する瀝青材料 (5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝 (6) 全天候舗装の表層に使用する表層材 なお、 承諾 を得た瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。	改定に伴う移動
11	4	3	2	9	11	4	3	2	10	受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事（施工面積2000㎡未満）については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。	受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事（施工面積2000㎡未満）については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。	改定に伴う移動
11	4	3	2	10	11	4	3	2	11	グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の特性値については、以下の表によるものとする。	グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の特性値については、以下の表によるものとする。	改定に伴う移動
11	4	3	4	3	11	4	3	4	3	(3) 受注者は、混合については、 混合土砂 のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。	(3) 受注者は、混合については、 土及び混合材 のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。	最新の運用に基づき改定

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成29年度版）					新条文（平成30年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
13	1	3	8	7	13	1	3	8	7	<p>薬液注入工法</p> <p>(1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>1) 工法関係</p> <p>①注入圧 ②注入速度 ③注入順序</p> <p>④ステップ長</p> <p>2) 材料関係</p> <p>①材料（購入・流通経路等を含む）</p> <p>②ゲルタイム ③配合</p> <p>(3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。</p>	<p>薬液注入工法</p> <p>(1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。</p> <p>1) 工法関係</p> <p>①注入圧 ②注入速度 ③注入順序</p> <p>④ステップ長</p> <p>2) 材料関係</p> <p>①材料（購入・流通経路等を含む）</p> <p>②ゲルタイム ③配合</p> <p>(3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。</p>	誤字の修正
13	1	2	0	0	13	1	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説（平成30年5月）	適用すべき諸基準の更新	
13	2	2	0	0	13	2	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説（平成30年5月）	適用すべき諸基準の更新	
13	2	2	0	0	13	2	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月）	適用すべき諸基準の更新	
13	3	2	0	0	13	3	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説（平成30年5月）	適用すべき諸基準の更新	
13	3	2	0	0	13	3	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月）	適用すべき諸基準の更新	
13	4	2	0	0	13	4	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説（平成30年5月）	適用すべき諸基準の更新	
13	4	2	0	0	13	4	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月）	適用すべき諸基準の更新	
13	5	2	0	0	13	5	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説（平成30年5月）	適用すべき諸基準の更新	
13	5	2	0	0	13	5	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月）	適用すべき諸基準の更新	

平成30年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成29年度版)					新条文 (平成30年度版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
13	6	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)	13	6	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)	適用すべき諸基準の更新
13	6	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月)	13	6	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (水産庁漁港漁場整備部 平成30年4月)	適用すべき諸基準の更新
13	7	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)	13	7	2	0	0	日本港湾協会 港湾の技術上の基準・同解説 (平成30年5月)	適用すべき諸基準の更新
13	7	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月)	13	7	2	0	0	漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (水産庁漁港漁場整備部 平成30年4月)	適用すべき諸基準の更新
様式-24					様式-24					様式名の追加		
												